

排出者（消費者）の役割

使い終わった対象家電製品を小売業者（家電小売店）に引渡し、収集・運搬と再商品化等に関する料金を支払います。



排出者が支払う料金の内訳は どうなっていますか？

廃家電を収集し、リサイクルするためには費用がかかります。家電リサイクル法では、家電製品の廃棄物の小売業者に収集・運搬の義務を、製造業者等にリサイクルの義務を課し、家電製品を使った排出者がそのための費用を負担するという役割分担により、循環型社会を形成していくこととなっています。

排出者が支払う料金 =

- 収集・運搬にかかる費用 (収集・運搬料金)
- 再商品化等にかかる費用 (リサイクル料金)

*小売業者の収集運搬料金は店頭掲示等の方法により公表されています。
*製造業者等のリサイクル料金(再商品化等料金)は、家電リサイクル券センターのホームページ (URL: <http://www.rkc.aeha.or.jp>) に掲載されています。

リサイクル料金の例(消費税込)

エアコン	¥3,675	テレビ	¥2,835	冷蔵庫・冷凍庫	¥4,830	洗濯機	¥2,520
------	--------	-----	--------	---------	--------	-----	--------

リサイクル料金は どう支払えばいいのですか？

排出者は、リサイクル料金を小売業者経由で支払う場合と郵便局経由で支払う場合のどちらかを選択できます。

1) リサイクル料金を小売業者経由で支払う場合

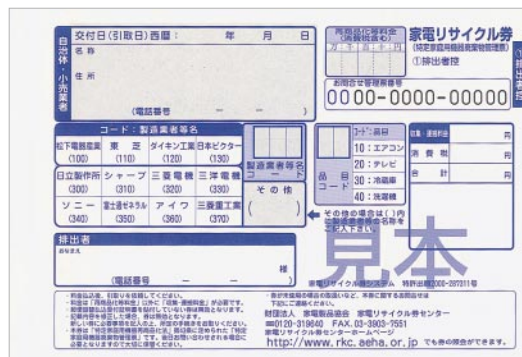
小売業者へ対象機器の廃棄物を引き渡す場合、排出者は小売業者へリサイクル料金を支払い、小売業者が発行する管理票(家電リサイクル券)の写しを受け取ります。



家電リサイクル券(料金販売店回収方式)

2) リサイクル料金を郵便局経由で支払う場合

リサイクル料金は、郵便局においても支払うことができます。郵便局で支払いの際に受け取った家電リサイクル券は、対象機器の廃棄物を小売業者等へ引き渡す際に、一緒に引き渡し、その際家電リサイクル券の写しを受け取ります。



家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)

※買い替えでもなく、購入した小売業者を忘れてしまったり、また引っ越し等で近くに購入した小売業者がない等、小売業者への引渡しに困難な場合は、お住まいの自治体にご相談ください。

製造業者へ引き渡されたかは確認できるの？

廃家電が製造業者等へ引き渡されたかは、家電リサイクル券のお問い合わせ管理票番号を使って、下記の方法で確認できます。



1 インターネットでの確認

(財)家電製品協会家電リサイクル券センターホームページにアクセスしてください。

「消費者の方へ」の「メーカー引取確認」をクリックしてください。

家電リサイクル券(控)に記載されているお問い合わせ管理番号を入力してください。



URL ▶ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

2 電話等による確認

家電リサイクル券センター(☎0120-319640)へのお電話によるお問い合わせでも確認することができます。

※家電リサイクル券に記載されているお問い合わせ管理票番号をおっしゃってください。

受付時間は9:00~17:00(日・祝休)

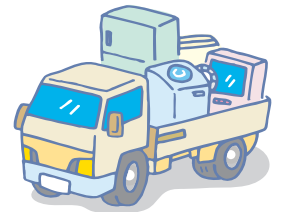
また、廃家電を引き渡した販売店に指定取引場所等から回付された家電リサイクル券の閲覧を申し出、確認することもできます。



なぜ排出時に費用を負担することになったのですか？

法律制定にあたって、費用の負担方法についてはさまざまな検討が行われました。

その結果、対象の家電製品は小売業者が配達し、その際に使用済製品を引取ることが一般的であること、耐久消費財であって購入から廃棄までが10年以上の長期間に及ぶものであること等を踏まえ、以下の4つの理由により、排出時に費用を負担する方法が採用されました。



1. 約3億台にのぼる既製品のリサイクル料金をあらかじめ徴収することが難しかったこと。
2. 製品購入時には、廃棄時点でリサイクルにかかる費用を予測することが難しいこと。
3. 製品購入から廃棄までの間に製造業者等が倒産・撤退した場合、その製造業者等の製品のリサイクル費用の担当が困難になること。
4. 市町村の粗大ゴミの有料化や、小売業者の廃家電引取の有料化の拡大の動きを踏まえ、排出時負担によってコストを意識できる方が製品の長期使用、ごみ減量化に資すること。